

議案第60号

交野市火災予防条例の一部を改正する条例について

交野市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和5年10月10日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市火災予防条例の一部を改正する条例案

交野市火災予防条例の一部を改正する条例

交野市火災予防条例（昭和61年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第15条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第17条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第17条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第15条の2第1項第4号」に改める。

第67条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 下	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリ	14k	1	1	1	1	注：機 器本 体上
				ドル付こんろ、キャビネット型こん ろ・グリル付こんろ・グリドル付こん	w以下	0	5	5	5	

備	料	外		ろ						方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kw以下	10	15	15	15	
不燃	開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	80	—	—	0		
			据置型レンジ	21kw以下	80	—	—	0		
固体燃料以外	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50		
		木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30		
もの	上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の交野市火災予防条例（以下「新条例」という。）第17条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第15条第1項第3号の2（新条例第12条の2第1項及び第3項、第15条第3項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第17条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第17条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第17条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。